

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 : 045-465-6199

担当者 : 青木 雅子

※ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

2. 事業所の概要

(1) 事業所番号及びサービス提供地域

事業所名	はまりハケアプランセンター若葉台
所在地	神奈川県横浜市旭区若葉台3-3-1
介護保険事業所番号	1473203626
サービス提供地域	横浜市旭区、緑区、青葉区、都筑区、瀬谷区、港北区、保土ヶ谷区、神奈川区、大和市、川崎市宮前区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制（令和8年2月1日現在）

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	5名	1名	管理及び介護支援	6名

(3) 営業時間

月曜 ~ 金曜	午前 9時 00分 ~ 午後 6時 00分
---------	-----------------------

※土、日、祝日年末年始（12月30日から1月3日）は原則として休業します。

※ただし、電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制を整えています。

(4) 緊急時の対応（24時間連絡体制）

1) 居宅介護支援提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医やサービス提供事業所、利用者の家族に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

2) 連絡先の担当は、事業所の介護支援専門員が輪番制で対応し、必要に応じて担当介護支援専門員が対応します。

営業時間以外の緊急時の連絡先等は以下の通りとします。

【対応時間】	月～金曜日 (18:00～翌朝09:00)
	土曜日・日曜日・祝日・年末年始12/30～1/3 (9:00～翌朝9:00)
【連絡先】	(専用) (携帯) 電話 080-4757-5301

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 契約の締結

お電話でお申し込み下さい。担当者が説明にお伺いいたします。当事業所にケアプラン作成について相談することでご了承いただけましたら、契約書を取り交わします。

(2) 居宅サービス計画の作成

利用者の方やご家族よりお話を伺い、解決すべき課題を明らかにします。必要があれば関わっている居宅サービス担当者等にもお聞きし、できるだけ正しい情報収集に努めます。課題を解決するための居宅サービス計画の原案を作成し、利用者およびご家族に説明し利用者から文書により同意を得ます。サービス担当者会議を開催して作成することもあります。

(3) 経過観察・連絡調整と再評価

利用者の方やご家族と毎月連絡を取り、利用者の状態やサービスの利用状況について把握します。同時にサービス事業者より実施状況を把握し、必要な連絡調整を行います。状態の変化や利用者の希望に応じて、居宅サービス計画の変更や要介護認定の再申請のお手伝いをいたします。

(4) 施設入所への支援

利用者が介護保険施設の利用を希望した時は、施設の紹介をする等のお手伝いを行います。

(5) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合や当事業所がその必要性を判断した時は、双方で話し合い、了承を得た後、居宅サービス計画を変更いたします。

(6) 給付管理

居宅サービス事業者より実施状況を把握し、それに基づいて毎月給付管理票を作成した後、神奈川県国民健康保険団体連合会へ提出いたします。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費を実費請求する場合があります。

(3) 解約料

利用者は、いつでも文書により契約を解約することができ一切料金はかかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月毎の精算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払下さい。お支払いただきますと、領収書を発行いたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者やご家族などが当介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

①利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行います。

②利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行うとともに、公正な援助を行います。

- ③サービス事業者の選定にあたって、あなたは複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ④あなたは居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。
- ⑤利用者が医療機関等に入院した際、その入院先(医療機関)に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えてもらうよう依頼します。
- ⑥介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の現況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- ⑦介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付致します。
- ⑧関係区市町村、地域の保険医療及び福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑨職務上知り得た情報は、正当な理由なく第三者に提供しません。

(2) サービス利用のために

- ①介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。
- ②介護支援専門員への研修については内外の研修に参加させております。

①ハラスメント対策の強化

事業所は、居宅介護支援の提供を確保する観点から、ハラスメント防止の対策を行います。

②業務継続に向けた取り組みの強化

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する居宅介護支援が継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。

③感染症対策の強化

事業所は感染症の発生及びまん延等を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施訓練等を実施するよう努めます。

④運営規定の掲示について

事業所は、運営規定等の重要事項について、閲覧可能な形で備え置くことで掲示に代えることができるものとします。

⑤高齢者虐待防止の推進

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置を行います。

⑥会議や多職種連携におけるICT（情報通信技術）の活用

運営基準において実施が求められる各種会議（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染症防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等の活用を進めます。なお、利用者又は家族が参加する場合にはテレビ電話等の活用について同意を得ます。

⑦電磁的記録について

居宅介護支援の提供に関して、書面で行うことが規定又は想定されるものについては、作成・保存については書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとします。

また、交付、説明、同意、承諾等のうち書面で行うことが規定又は想定されるものについては、利用者及び家族の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法で行うことができるものとします。

⑧データベースの活用

介護保険等関連情報に関するデータベース等を活用し、介護サービスの質の向上を図る取り組みを推進します。

7. サービス内容に関する苦情

①利用者相談・苦情担当

はまりハケアプランセンター若葉台に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談。苦情を承ります。

担 当 : 青木雅子	電 話 : 045-465-6199
	FAX : 045-442-3294
受付時間 午前10時～午後5時(月曜日～金曜日)	

②その他

はまりハケアプランセンター若葉台平以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

横浜市 はまふくコール(横浜市苦情相談コールセンター)		045-263-8084
横浜市(本庁)	介護事業者指導課 (居宅サービス・地域密着型サービス)	045-671-2356
	高齢施設課(施設サービス)	045-671-3923
神奈川県国民健康保険団体連合会・介護保険課介護苦情相談係 受付時間:午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く)		045-329-3447
青葉区役所	高齢・障害支援課	045-978-2479
緑区役所	高齢・障害支援課	045-930-2315
港北区役所	高齢・障害支援課	045-540-2325
瀬谷区役所	高齢・障害支援課	045-367-5714
旭区役所	高齢・障害支援課	045-954-6061
保土ヶ谷区	高齢・障害支援課	045-334-6394
神奈川区	高齢・障害支援課	045-411-7019
大和市役所	あんしん福祉部 介護保険課	046-260-5170
川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課		044-200-2679
宮前区役所	高齢・障害課高齢者支援係口	044-856-3242

8. 事故発生時の対応方法について

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 当事業所の概要

法人名称 : 株式会社はまりハ
代表者 : 代表取締役 臼居 優
本部所在地 : 〒227-0043 神奈川県横浜市青葉区藤が丘二丁目1番7号
電話番号 : 045-532-8607
法人設立 : 平成26年
施設等(種別) : 株式会社はまりハ はまりハケアプランセンター若葉台

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

<事業者>

所在地 〒241-0801 神奈川県横浜市旭区若葉台 3-3-1
法人名称 株式会社はまりハ
管理者 氏名 青木雅子
説明者 氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名

代理人 住所
氏名